

岐阜県不育症検査費用等の助成について

対象となる検査および治療

① 医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる検査で、医療保険を適用しなかった以下の検査

- 子宮形態検査
- 内分泌検査
- 夫婦染色体検査
- 抗リン脂質抗体検査
- 血栓性素因スクリーニング検査（凝固因子検査）
- 絨毛染色体検査

② 不育症の治療のうち、医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる治療で、医療保険を適用しなかった治療

③ 先進医療に位置付けられた以下の不育症検査

（厚生労働省において、当該検査の実施機関として届出
又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの）

- 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）
- 抗ネオセルフβ₂グリコプロテインI複合体抗体検査

※岐阜市在住の方で、③を申請する方は、岐阜市のホームページを確認してください。

対象者

● 岐阜県内に住所を有している方

● 流産、死産既往があり、不育症の検査・治療を希望する方

※ただし、「先進医療に位置付けられた不育症検査」については、流産・死産の既往が2回以上ある方

注意事項 年齢制限、所得制限、回数制限はありません。



助成金額

①②の検査および治療

1回の検査等につき、3万円まで

（検査費用等が3万円未満だった場合はその額）

③の検査

1回の検査に係る費用の7割に相当する額

（千円未満切り捨て）

ただし、6万円を上限とする。

申請方法

お近くの県保健所へ年度内に申請してください。

★ 提出先

最寄りの県保健所・保健(所)センター（右側の一覧表をご覧ください）

*岐阜市在住の方で③を申請する方は、岐阜市役所又は岐阜市保健センターに申請してください。

*郵送での申請も受け付けますが、記入誤り等を防ぐため、必要な書類等詳細について、あらかじめ提出する県保健所へ電話等で確認してください。

★ 申請期限

原則、検査・治療を実施した日の属する年度末（3月31日）

★ 申請書類

- 1 岐阜県不育症検査等費用助成事業申請書
- 2 岐阜県不育症検査等費用助成証明書（主治医が記入する）
- 3 不育症検査・治療に係る領収書及び明細書
- 4 申請者の住民票（原則、発行後3ヶ月以内のもの）
- 5 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）

※上記様式はすべて県ホームページから取得することができます。

Q 岐阜県 不育症検査助成

検索



申請窓口一覧表

【県の保健所・保健所センター】

| 保健所・センター | 所在地 | 電話 | 管轄 |
|--------------------|-------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------|
| 岐阜保健所 | 〒504-0838 各務原市那加不動丘1-1 | 058-380-3004 | 岐阜市 羽島市 各務原市 羽島郡 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡 |
| 岐阜保健所 本巣・山県センター | 〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館6階 | 058-213-7268 | |
| 西濃保健所 | 〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 | 0584-73-1111 | 大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 |
| 西濃保健所 揖斐センター | 〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 | 0585-23-1111 | |
| 関保健所 | 〒501-3756 美濃市生瀬1612-2 中濃総合庁舎 | 0575-33-4011 | 関市 |
| 関保健所 郡上センター | 〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎 | 0575-67-1111 | 美濃市 郡上市 |
| 可茂保健所 | 〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 | 0574-25-3111 | 美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡 |
| 東濃保健所 | 〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 | 0572-23-1111 | 多治見市 瑞浪市 土岐市 |
| 恵那保健所 | 〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 | 0573-26-1111 | 中津川市 恵那市 |
| 飛騨保健所 | 〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 | 0577-33-1111 | 高山市 飛騨市 |
| 飛騨保健所 下呂センター | 〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎 | 0576-52-3111 | 下呂市 大野郡 |

※管轄以外の保健所でも受け付けます。センターは来所申請のみ受け付けます。

【岐阜市在住の方で③を申請する方は下記の窓口に申請・問合せをしてください】

| 窓口 | 所在地 | 電話 |
|-------------|--------------------------------------|--------------|
| 岐阜市役所子ども支援課 | 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 | 058-214-2396 |
| 岐阜市中保健センター | 〒500-8879 岐阜市徹明道2-18 柳ヶ瀬グラスル35-3階 | 058-214-6630 |
| 岐阜市南保健センター | 〒500-8268 岐阜市茜部菱野1-75-2 | 058-271-8010 |
| 岐阜市北保健センター | 〒502-0082 岐阜市長良東2-140 | 058-232-7681 |

お問い合わせ先

お住まいの市町村を管轄する各保健所（センターは除く）
または岐阜県子育て支援課 [TEL 058-272-8477]

令和7年度版 (R7.10.1現在) 内容は変更される可能性があります。最寄りの保健所
または子育て支援課までお問い合わせ願います。